

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和3年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3により塩谷町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表いたします。

### 1. 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1)主事補又は技師補の職務 (2)主事又は技師の職務	42	32.3	主事	23	52	40.0	係員級
				主事補	15			
2級	(1)知識、経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	10	7.7	保健師	1	10		
				保育士	2			
3級	(1)係長又は主査の職務 (2)副主幹の職務	35	26.9	管理栄養士	1	35	26.9	係長級
				計	42			
4級	(1)課長補佐、所長の職務 (2)高度の知識、経験を必要とする業務を行う副主幹、係長又は主査の職務	19	14.6	主事	8	19	14.6	課長補佐級
				保健師	1			
5級	(1)会計管理者 (2)課長、事務局長の職務 (3)主幹の業務 (4)特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う課長補佐、所長の職務	11	8.5	管理栄養士	1	24	18.5	課長級
				計	10			
6級	(1)困難な業務を行う会計管理者 (2)困難な業務を行う課長、事務局長の職務	13	10.0	係長	9	13		
				主査	19			
				主任保育士	1			
				保育士	2			
				主任介護支援	1			
				主任保健師	2			
				保健師	1			
				計	35			
				課長補佐	9			
				副主幹	7			
				園長	1			
				主査保育士	2			
				計	19			
				主幹	11			
				計	11			
				課長	11			
				事務局長	1			
				室長	1			
				計	13			
合計		130	100					

2. 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 労務職員(乙)の職務 (2) 労務職員(甲)の職務 (3) 技能職員の職務	0	0		計	0		
2級	(1) 経験を必要とする労務職員(甲)(乙) (2) 技能経験を有する技能職員の職務	5	71.4	運転手 用務員	計	3 2 5		
3級	(1) 相当の経験を必要とする労務職員(甲)(乙) (2) 相当の技能若しくは経験を必要とする技能職員の職務	0	0		計	0	7	100
4級	(1) 主任技能職員の職務	2	28.6	運転手 用務員	計	1 1 2		
	合計	7	100					技能労務職員級